

墓碑等の規格制限について

飯塚市霊園条例第 12 条第 1 項、同施行規則第 8 条等により、墓地の種類毎に設置できる墓碑等の制限があります。

【普通墓地】 区画面積：6 m²（募集中…4 区画）

〈該当墓地〉

- ①A 区 3 列 38 番
- ②B 3 区 列 32 番
- ③B 区 15 列 245 番
- ④B 区 19 列 301 番

〈制限内容〉

- 碑石の高さは路面から 2.5m 以内、階段天から 2.2m 以内です。
- 碑石等の形状・寸法は自由ですが、他の墓地との調和及び美観を保持したものとします。
- 囲障の変更及び上屋その他工作物の設置はできません。
- 植栽する場合は以下の樹種から管理可能なものを選定し、常に路面から 1.3m の高さ、葉張 0.8m 以内で整形し、通路や隣接地に障害が及ばないようにしてください。

植栽可能な樹種・・・サツキ、ツツジ、ツゲ、オオゴンヒバ、イソシバ、
ジンチョウゲ

【規格墓地 A】 区画面積：5.04㎡（募集中…2区画）

〈該当墓地〉

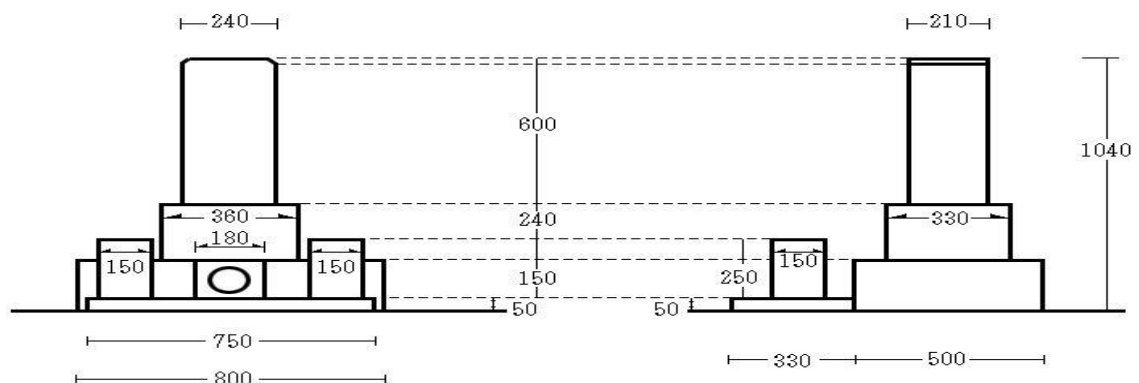
⑫G区 2列 30番

⑬G区 2列 34番

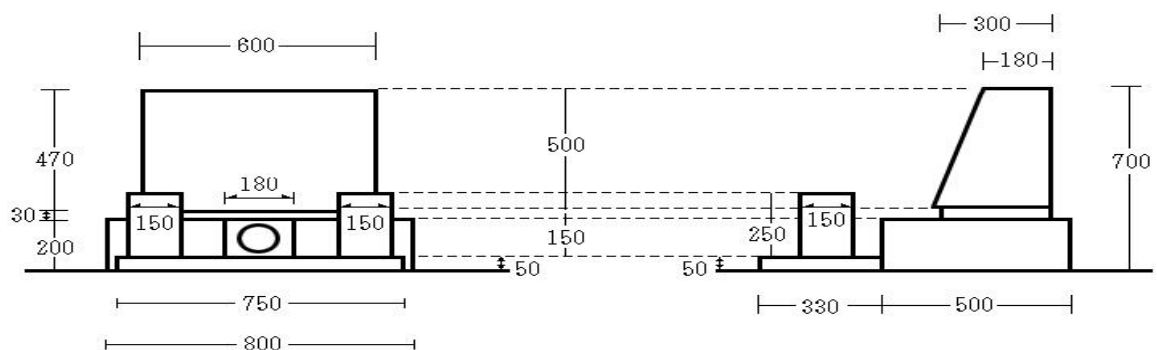
〈制限内容〉

- 碑石等は以下の図《和式》《洋式》に示すとおりとします。
- 碑石の頭部は側面をカットしてください。
- 墓誌の寸法は0.5m×0.5m以内とします。
- 灯籠は「三尺物」以下とし、高さ0.9m以内とします。この基点は階段の天盤(コンクリート部)からとし、高さ制限以内であれば灯籠の下台の設置も可能です。
- 拝み石(踏み石)・灯籠・墓誌・物置台・ベンチ・玉砂利敷及び水子地蔵の設置も可能です。
- 墓地付属の地下納骨施設、青の他の墓地施設の現状変更はできません。
- 囲障の変更及び上屋その他工作物の設置はできません。
- 植栽は以下に記載の樹種から管理可能なものを選定し、常に路面から0.8mの高さ・葉張0.5m以内で整形し、通路その他墓地の施設、または隣接地に障害を及ぼさないようにしてください。
植栽可能な樹種・・・サツキ、ツツジ、ツゲ、オオゴンヒバ、イソシバ、ジンチョウゲ

《和式》



《洋式》



【規格墓地 B】 区画面積：6 m²（募集…11 区画）

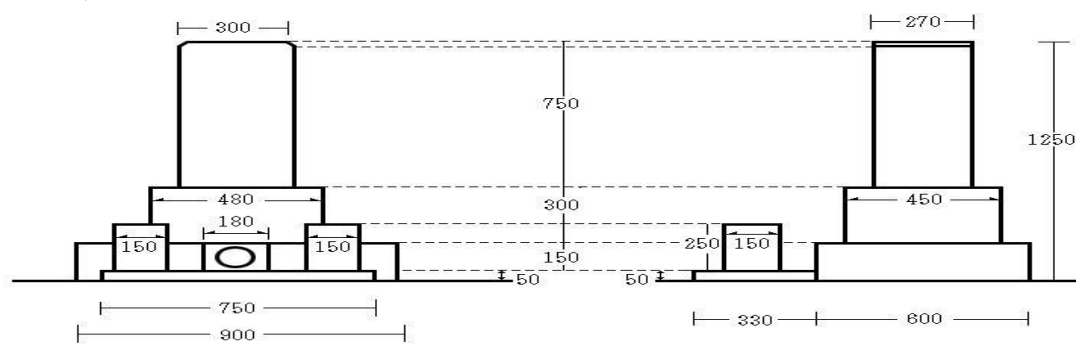
〈該当墓地〉

- ⑤E 区 4 列 28 番
- ⑥E 区 6 列 50 番
- ⑦E 区 9 列 86 番
- ⑧F 区 5 列 34 番
- ⑨F 区 8 列 86 番
- ⑩F 区 9 列 95 番
- ⑪F 区 12 列 151 番
- ⑭H 区 3 列 47 番
- ⑮H 区 3 列 49 番
- ⑯I 区 2 列 7 番
- ⑰J 区 8 列 90 番

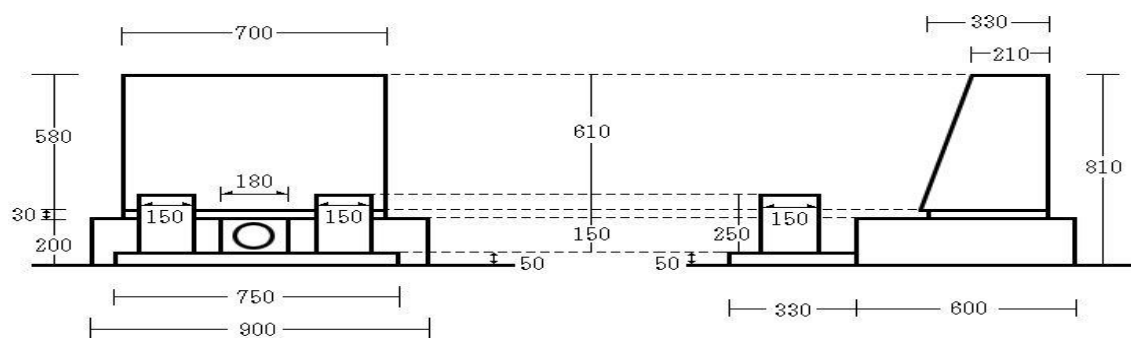
〈制限内容〉

- 碑石等は以下の図《和式》《洋式》に示すとおりとします。
- 碑石の頭部は側面をカットしてください。
- 墓誌の寸法は 0.5m×0.5m 以内とします。
- 灯籠は「三尺物」以下とし、高さ 0.9m 以内とします。この基点は階段の天盤(コンクリート部)からとし、高さ制限以内であれば灯籠の下台の設置も可能です。
- 拝み石(踏み石)・灯籠・墓誌・物置台・ベンチ・玉砂利敷及び水子地蔵の設置も可能です。
- 墓地付属の地下納骨施設、その他の墓地施設の現状変更はできません。
- 囲障の変更及び上屋その他工作物の設置はできません。
- 植栽は以下に記載の樹種から管理可能なものを選定し、常に路面から 0.8m の高さ・葉張 0.5m 以内で整形し、通路その他墓地の施設、または隣接地に障害を及ぼさないようにしてください。
植栽可能な樹種・・・サツキ、ツツジ、ツゲ、オオゴンヒバ、イソシバ、
ジンチョウゲ

《和式》



《洋式》



【自由墓地】 区画面積：10.00㎡（募集…1区画）

区画面積：12.00㎡（募集…1区画）

〈該当墓地〉

⑱A区 4列 31番

⑲D区 1列 7番

〈制限内容〉

- 碑石等の正面は、原則として通路に面し、平行に設置してください。
- 碑石等の高さは、路面から4.0m以内とします。
- 囲障の高さは2.0m以内とし、石材・ブロック又はコンクリートをもって築造してください。
- 囲障を築造する場合は、隣接する墓地の境界線よりそれぞれ0.1m以上空けてください。
- 碑石等の形状・寸法は自由ですが、他の墓地との調和及び美観を保持したものとします。
- 植栽は以下に記載の樹種から管理可能なものを選定し、常に路面から3.0mの高さ・葉張り1.0m以内で整形し、通路その他墓地の施設、または隣接地に障害を及ぼさないようにしてください。

植栽可能な樹種・・・サツキ、ツツジ、ツゲ、オオゴンヒバ、イソシバ、

ジンチョウゲ